

別表第3（第2条関係）

コンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の空家の不良度の測定基準

評定区分	評価項目	評価内容	評点	最高評点
構造一般の程度	基礎	(1) 耐力壁の基礎がコンクリートブロック造であるもの	10	55
		(2) 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15	
		(3) 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の劣化又は破損の程度	基礎、はり	(1) 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	80
		(2) 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
		(3) 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
		(4) 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
	壁	(1) 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの		
		(2) 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの		
		(3) 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの		
	外壁	(1) 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの	15	
		(2) 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
	屋根 (注)	(1) 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
		(2) たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
		(3) たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
	防火上又は避難上の構造の程度	外壁、開口部等	(1) 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	
(2) 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの			30	
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

(注) 小屋組が木造の場合にあっては、別表第1の測定基準及び評点を適用するものとする。

備考 一の評価項目に対して該当する評定内容が複数ある場合における当該評定項目の評点は、その該当する評定内容に応ずる各評点のうち、最も高い評点とする。